

北海道告示第 10072 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により令和3年5月24日までに北海道十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

令和3年1月22日

北海道知事 鈴木 直道

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジョイフルエーカー帯広店 資材センター
帯広市東9条南16丁目1-11 ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ジョイフルエーカー 代表取締役 木村 勇介
札幌市東区北6条南4丁目1番地7

(3) 変更した事項

ア大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 3,402㎡

(変更後) 4,553㎡

イ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数

(変更前) 届出書添付図面「【変更前】施設配置図2-4」に表示 93台

(変更後) 届出書添付図面「【変更後】施設配置図2-5」に表示 95台

(イ) 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 届出書添付図面「【変更前】施設配置図2-4」に表示 259㎡

(変更後) 届出書添付図面「【変更後】施設配置図2-5」に表示 230㎡

(ウ) 廃棄物等の保管施設の容量

(変更前) 届出書添付図面「【変更前】施設配置図2-4」に表示 59㎡

(変更後) 届出書添付図面「【変更前】施設配置図2-5」に表示 20㎡

(4) 変更の年月日

令和3年8月23日

(5) 変更する理由

上記(3)ア 店舗面積の増加

上記(3)イ(ア)駐車場収容台数の増加

上記(3)イ(イ)荷さばき施設の位置変更及び面積の減少

上記(3)イ(ウ)廃棄物等保管施設の容量の減少

増床のため

2 届出年月日

令和2年12月22日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

令和3年1月22日（金）から令和3年5月24日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで

(4) その他

縦覧については、帯広市に対しても協力依頼を行う予定であるので、縦覧場所、時間等は帯広市へ問い合わせること。